

# 船舶事故調査報告書

平成28年9月1日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成28年2月28日 15時30分ごろ
発生場所	福岡県北九州市白島西方沖 妙見崎灯台から真方位319° 7.1海里（M）付近 （概位 北緯34° 01.5′ 東経130° 35.4′）
事故の概要	漁船第十八幸丸は、南西進中、また、遊漁船光生丸は、漂泊中、両船が衝突した。 光生丸は、釣り客1人が負傷し、左舷船首部のハンドレールに折損等を生じ、また、第十八幸丸は、左舷船首部の防舷物に脱落を生じた。
事故調査の経過	平成28年2月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第十八幸丸、19トン FO2-6190（漁船登録番号）、個人所有 18.20m（Lr）×4.44m×1.79m、FRP ディーゼル機関、603.11kW、平成元年5月6日 第290-45614号（船舶検査済票の番号） B 遊漁船 光生丸、5トン未満 290-47124福岡、個人所有 9.32m（Lr）×2.58m×0.93m、FRP ディーゼル機関、198.59kW、平成8年2月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年7月6日 免許証交付日 平成24年4月19日 （平成30年2月25日まで有効） B 船長B 男性 54歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年1月20日 免許証交付日 平成24年9月3日 （平成30年1月19日まで有効）

	釣り客B 女性 41歳
死傷者等	A なし B 軽傷 1人(釣り客B)
損傷	A 左舷船首部の防舷物に脱落 B 左舷船首部のハンドレールに折損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか3人が乗り組み、白島北方沖の漁場で操業した後、平成28年2月28日15時00分ごろ漁場を発進し、福岡県宗像市鐘崎漁港に向けて帰航を開始した。</p> <p>船長Aは、帰途について間もなく、約7ノットの対地速力で、白島西方沖を南西進中、船首方に支障となる他船を認めなかったため、前路に他船はいないものと思い、操舵室前方にいた乗組員3人の作業の様子に注意を向けていたところ、15時30分ごろ衝撃を感じた。</p> <p>船長Aは、後方を見たところ、B船を視認したので、B船と衝突したことを知り、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、07時20分ごろ関門港若松第4区の北湊泊地の係留場所を出発した。</p> <p>船長Bは、釣果を求めながら釣り場を移動し、12時30分ごろ、白島西方沖の釣り場に到着して機関を中立運転とし、左舷船尾部からシーアンカーを入れ、船首を北北東に向けて漂泊を開始した。</p> <p>船長Bは、いか墨で汚れた甲板を掃除していたところ、B船に向けて接近するA船を認めた。</p> <p>船長Bは、接近を続けるA船に対し、手を振りながら大声で注意を促したものの、A船が止まらないので、操舵室に戻って機関を前進にかけ、右舵一杯とした後、左舷中央部にA船が衝突してくることでB船が転覆することをおそれて左舵一杯としたものの、シーアンカーが効いてB船が思うように動けず、A船との衝突を避けることができなかった。</p> <p>B船は、その左舷船首部とA船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、本事故の発生及び釣り客Bが負傷していることを海上保安庁に通報した。</p> <p>釣り客Bは、海上保安庁が要請した救急車で病院に搬送され、左膝打撲傷及び腰背部挫傷等と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>A船の乗組員3人は、操舵室前方の甲板に座り、身体を船尾方に向けて漁具の手入れ(えさ切り)を行っていたので、B船に気付かなかった。</p> <p>船長Bは、船首方約200～300mのところにA船を認めたものの、僚船が釣果を尋ねるために接近するものと思って漂泊を続け、A</p>

	<p>船が約100mになったときに、僚船でないことに気付いた。</p> <p>船長Bは、汽笛を吹鳴することも考えていたが、機関を始動してB船を旋回させることを優先した。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、白島西方沖において、南西進中、船長Aが、前路に他船はいないものと思い、乗組員の作業の様子を見ていて見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊するB船に気付かずに航行を続け、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、白島西方沖において、漂泊中、船長Bが、接近するA船を認めたものの、僚船が釣果を尋ねるために接近するものと思って漂泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、白島西方沖において、A船が南西進中、B船が漂泊中、船長Aが、前路に他船はいないものと思い、乗組員の作業の様子を見ていて見張りを適切に行っていなかったため、前路で漂泊するB船に気付かずに航行し、また、船長Bが、僚船が釣果を尋ねるために接近するものと思って漂泊を続けたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時、適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 遊漁船の船長は、釣り客の安全確保に心掛け、接近する他船に対して、余裕のある時期に適切な措置を講じること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

